

横浜市防災計画の修正素案について

「横浜市防災計画」は、災害対策基本法に基づき、横浜市防災会議が策定する市町村地域防災計画です。同法に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正することとなっています。計画は、「震災対策編」「風水害等対策編」「都市災害対策編」の3編で構成されています。今年度は、主に国等で方針の変更など大きな動きがあった震災対策及び風水害等対策を検討し、修正素案をまとめました。

主な修正内容と今後のスケジュールについてご説明します。

1 主な修正内容（素案）

(1) 「震災対策編」の修正

ア 南海トラフ巨大地震への対応 及び 東海地震に関する記載の削除

国が、南海トラフ巨大地震発生の可能性が高まったときに、「臨時情報（巨大地震注意・警戒等）」を公表する運用を開始したことに伴い、発表される情報の内容及び情報発表時における本市の対応を記載します。

<例>本市の対応

発表される情報	本市の対応
「巨大地震注意」	「警戒本部」設置
「巨大地震警戒」	「災害対策本部」設置

また、国が、東海地震のみに着目した情報の発表をしないこととしたため、当該記載を削除します。

イ 復旧・復興対策の具体化

大地震により甚大な被害を受けた際に行う復旧・復興対策について、計画の実効性がより高まるよう、どの時期にどのような取組を行うか、具体的な目安を記載します。

<対策の時期と取組の目安>

対策の時期	取組の目安
第1期（発災～2週間後）	被害概況の把握、震災復興本部の設置
第2期（発災から2週間後～2.5か月後）	震災復興の基本的方向の策定
第3期（発災から2.5か月後～6か月後）	「震災復興基本計画」の策定
第4期（発災から6か月後～1年後）	「震災復興基本計画 施策編」の策定
第5期（発災から1年後以降）	「震災復興基本計画」の進行管理

ウ 直近の大規模地震を踏まえた対応

「大阪北部地震」(平成30年6月発生)を踏まえ実施している、建築局による危険なブロック塀等の改善促進の取組を記載します。

(2) 「風水害等対策編」の修正

ア 5段階の警戒レベルを用いた避難情報の発信

市民が避難情報の意味を直感的に理解し、主体的に避難行動をとれるよう、内閣府ガイドラインに従い、5段階の警戒レベルを用いた情報発信を行います。

〈例〉「避難勧告」→「【警戒レベル4】避難勧告」

イ 神奈川県による高潮浸水想定区域の指定に伴うハザードマップの作成

平成31年4月、県が市内の高潮浸水想定区域を指定しました。これを受け、水防法に基づき、市として、「高潮ハザードマップ」を作成します。

(3) 「震災対策編」「風水害等対策編」「都市災害対策編」共通の修正

避難所、避難場所での感染症対策として、「感染防止のための対応」を記載します。

2 計画修正に係る今後のスケジュール

令和2年	12月～	計画修正に関する防災会議委員及び関係機関・団体等との調整
令和3年	1月	修正素案に関する市民意見募集
	4月	横浜市防災会議(計画修正の決定)
	5月	修正計画の施行

【参考】

■ 南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフ沿いのプレート境界を震源域として、概ね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。発生地域によって、「東海地震」「東南海地震」「南海地震」に区分されます。最大M9クラスの巨大地震の発生が想定されています。

- ① 「巨大地震注意」: 南海トラフ沿いのプレート境界で、異常な現象やM7.0以上・M8.0未満の地震が発生した場合に、巨大地震発生への注意を促すため、気象庁から発表される情報
- ② 「巨大地震警戒」: 南海トラフ沿いのプレート境界で、M8.0以上の地震が発生した場合に、その発生場所以外の地域に、巨大地震発生への警戒を促すため、気象庁から発表される情報

■ 東海地震

南海トラフ地震の一つで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするM8クラスの地震です。